平成２１年（フ）第５４７７号
大阪市淀川区木川東４－４－15グランドコーポラス新大阪206　丸山方、住民票上の住所大阪市東成区深江北３丁目３番13―5017号
破産者　豊村　直樹
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９９号
大阪市浪速区元町１―11―10難波コープ502号、開始決定時の住所大阪市住吉区遠里小野３丁目２番23号
破産者　井上　進一
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３６号
大阪市東住吉区矢田７丁目４番７号　三好方
破産者　知浦　　勲
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９１号
大阪市住吉区万代６丁目２番５号
破産者　沼田　　勤
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１４７号
大阪府箕面市桜井２丁目６番17号
破産者　田口　哲哉
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５８号
大阪府枚方市牧野阪１丁目９番24号
破産者　平野　豊一
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４５号
大阪府豊中市寺内２丁目12番17―307号
破産者　林　美智子
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９４号
大阪市東淀川区瑞光２丁目５番12号　ノルデンハイム上新庄210、開始決定時の住所大阪市天王寺区清水谷町３番22―506号
破産者　大北　　潤
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４７号
大阪府箕面市新稲６丁目３番２号
破産者　松本　拓朗
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８６号
大阪府吹田市日の出町11番22号
破産者　福山　晃彦
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０１号
兵庫県姫路市飾磨区若宮町４番地１
破産者　中村載弼こと　沈　　載弼
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６５号
兵庫県姫路市夢前町寺1217番地
破産者　池内　邦夫
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２８号
兵庫県姫路市網干区新在家1320番地１　市営網干新在家住宅0254号
破産者　武田ますみ（旧姓越智）
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７７２号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目19番12―102号
破産者　北林　路夫
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４２１号
香川県高松市三条町233番地
破産者　中打　敏彦
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第８６４号
長崎県長崎市秋月町13番22号
破産者　エヌ・フューチャーみらいやこと　中村　宏輝
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
長崎県長崎市石神町14番21号
破産者　岡野　淑惠
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５５号
大阪府東大阪市寿町２丁目１―17　ラヴィコモード207号室　高橋方、破産手続開始決定時の住所札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番５―507号
破産者　阿部川　浩
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３０号
札幌市東区北14条東１丁目４番10―403号
破産者　小口　　学
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０９号
札幌市南区川沿６条３丁目２番12―302号
破産者　片桐千鶴子
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部